

平成二十四年五月十一日受領  
答弁第二二二〇号

内閣衆質一八〇第二二〇号

平成二十四年五月十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出いわゆる判検交流の存続に対する政府の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出いわゆる判検交流の存続に対する政府の認識等に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

裁判官の職にあつた者からの検察官への任命及び検察官の職にあつた者からの裁判官への任命を始めとする法曹間の人材の相互交流については、先の答弁書（平成二十二年十二月七日内閣衆質一七六第二一〇号）二及び三について述べたとおり、裁判の公正、中立性を害するものではなく、国民の期待と信頼に応え得る多様で豊かな知識、経験等を備えた法曹を育成、確保するため、意義あるものと考えているが、国の利害に係のある争訟において国の代理人として活動する検察官の数に占める裁判官の職にあつた者の数の割合があまり多くなるのは問題ではないかとの指摘がなされたことなどから、この割合を次第に少なくする見直しを行うこととしたほか、裁判官の職にあつた者を検察官に任命し検察庁において捜査・公判を担当させる交流及び検察官の職にあつた者を裁判官に任命し裁判所において裁判を担当させる交流は行わないこととし、平成二十四年四月一日、これらの交流を解消するための人事異動を行った。

この人事異動については、同日、報道機関に対し公表した。